

佐世保市地域見守りネットワーク協定書

佐世保市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしと地域における見守り体制を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力のもと、高齢者等見守りを必要とする者（以下「要支援者」という。）の安否及び別紙に記載する異変の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、要支援者が安心して暮らせる地域社会を実現する事を目的とする。

（緊密な連携保持）

第2条 甲及び乙は、協力を行うに当たり、平素から緊密な連携を保つよう努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 本協定に基づき、乙は甲に対し、納品、集金等、地域において通常行われる業務の中において、要支援者の事故又は異変を把握した場合における連絡等、必要となる協力を行うものとする。

2 甲と乙は、要支援者の安全及び安心に係る情報交換を随時行うものとする。

（配慮事項）

第4条 本協定の運用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本協定の締結により、甲は乙に対し、特別な権限を与え、又は責任を負わせるものではないこと。
- (2) 本協定に定める活動は、乙に危険が及ばない範囲において行う活動であること。
- (3) 乙が本協定第3条第1項に定める連絡等を行った場合、又は行わなかった場合、若しくは連絡等をすべき異変に気付かなかった場合においても、甲は乙に対し、責任を負わせるものではないこと。

（守秘事項）

第5条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。

（禁止事項）

第6条 乙は、本協定を営業活動に直接的に利用してはならない。

（反社会的勢力との関係）

第7条 乙は、現在、自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(反社会的勢力の関係排除)

第8条 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、何ら催告を要せずして、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 前条の表明が事実と反することが判明したとき。
- (2) 前条の確約に反して、将来、暴力団員等又は同条各号のいずれかに該当したとき。

(協議)

第9条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期限は、締結の日から 年 月 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも変更又は終了の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

2 本協定は、前項に規定した期間内であっても、甲乙協議の上、終了することができる。

本協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市長 ○○○○

乙 ○○○○
○○○○

【別紙】「異変」の例

- ①郵便物、新聞等が郵便受け、玄関等にたまっている。
- ②家の照明が何日間も連続して点灯している。
- ③雨戸が何日間も連続して閉まっている。
- ④室内にいたことが明らかであるにも関わらず、応答がない。
- ⑤同一の洗濯物が何日間も連続して干されている。
- ⑥室内から異臭がする。
- ⑦前日の食事がそのまま放置されている。
- ⑧その他、日常と異なる場合。